

日朝平壤宣言に関する再質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十五年三月二十一日

有田芳生

参議院議長 平田健二殿

日朝平壤宣言に関する再質問主意書

一 「日朝平壤宣言に関する質問主意書」(第百八十三回国会質問第五二号。平成二十五年三月七日提出)において、「政府」は日朝平壤宣言を「いまでも有効だと判断していますか」と問いました。主語は「政府」です。ところが答弁書の主語は「外務省」になっています。北朝鮮が「日朝関係の今後の在り方を記した同宣言を遵守するよう求めていく」外務省と安倍晋三総理との認識はまったく同一だと判断していいですか。

二 「日朝平壤宣言に関する質問主意書」の質問二において、「第百八十三回国会における安倍内閣総理大臣所信表明演説」(平成二十五年一月二十八日)では、「外交・安全保障」の項で拉致問題の解決に触れていますが、「日朝平壤宣言」や「日朝国交正常化」という表現はありません」と記しました。なぜ第一次安倍内閣で使用した「日朝国交正常化」という言葉が消えたのですか。安倍総理のなかで正常化への意志がかつてと比べて弱まったのでしょうか。「内閣総理大臣 安倍晋三」名で答弁しているのですから、「日朝国交正常化」の表現を使わなかった理由について、安倍総理の見解をお示しくください。

右質問する。

